

名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱 新旧対照表

改正前	改正後																																																								
<p style="text-align: center;">名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱</p> <p>第1条～第2条 （略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 日中一時受入事業の対象者は、本市に居住地を有する者のうち、<u>在宅の障害児、知的障害者、重症心身障害児（者）</u>であって、法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者（以下「対象者」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象者とししないものとする。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づいて、医療機関等への入所が適当であると認められる者</p> <p>(2) 専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる者</p> <p>第4条～第19条 （略）</p> <p>別表1</p> <p>1 日額単価表</p> <p>(1) 障害児（略）</p> <p>(2) <u>知的障害者</u></p> <table border="1" data-bbox="255 1198 1106 1449"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間まで</td> <td>1,334円</td> <td>1,334円</td> <td>1,529円</td> <td>1,692円</td> <td>2,050円</td> <td>2,418円</td> </tr> <tr> <td>4時間超 8時間まで</td> <td>2,657円</td> <td>2,657円</td> <td>3,047円</td> <td>3,383円</td> <td>4,109円</td> <td>4,825円</td> </tr> <tr> <td>8時間超</td> <td>3,990円</td> <td>3,990円</td> <td>4,576円</td> <td>5,074円</td> <td>6,159円</td> <td>7,243円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	4時間まで	1,334円	1,334円	1,529円	1,692円	2,050円	2,418円	4時間超 8時間まで	2,657円	2,657円	3,047円	3,383円	4,109円	4,825円	8時間超	3,990円	3,990円	4,576円	5,074円	6,159円	7,243円	<p style="text-align: center;">名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱</p> <p>第1条～第2条 （略）</p> <p>（対象者）</p> <p>第3条 日中一時受入事業の対象者は、本市に居住地を有する者のうち、<u>法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児であって、在宅である者かつ</u>法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）に係る法第19条第1項に規定する支給決定を受けた者（以下「対象者」という。）とする。ただし、次の各号に該当する者は、対象者とししないものとする。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づいて、医療機関等への入所が適当であると認められる者</p> <p>(2) 専門医療機関での医療を受ける必要があると認められる者</p> <p>第4条～第19条 （略）</p> <p>別表1</p> <p>1 日額単価表</p> <p>(1) 障害児（略）</p> <p>(2) <u>障害者</u></p> <table border="1" data-bbox="1205 1198 2056 1449"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> <th>区分5</th> <th>区分6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4時間まで</td> <td>1,334円</td> <td>1,334円</td> <td>1,529円</td> <td>1,692円</td> <td>2,050円</td> <td>2,418円</td> </tr> <tr> <td>4時間超 8時間まで</td> <td>2,657円</td> <td>2,657円</td> <td>3,047円</td> <td>3,383円</td> <td>4,109円</td> <td>4,825円</td> </tr> <tr> <td>8時間超</td> <td>3,990円</td> <td>3,990円</td> <td>4,576円</td> <td>5,074円</td> <td>6,159円</td> <td>7,243円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	4時間まで	1,334円	1,334円	1,529円	1,692円	2,050円	2,418円	4時間超 8時間まで	2,657円	2,657円	3,047円	3,383円	4,109円	4,825円	8時間超	3,990円	3,990円	4,576円	5,074円	6,159円	7,243円
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6																																																			
4時間まで	1,334円	1,334円	1,529円	1,692円	2,050円	2,418円																																																			
4時間超 8時間まで	2,657円	2,657円	3,047円	3,383円	4,109円	4,825円																																																			
8時間超	3,990円	3,990円	4,576円	5,074円	6,159円	7,243円																																																			
区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6																																																			
4時間まで	1,334円	1,334円	1,529円	1,692円	2,050円	2,418円																																																			
4時間超 8時間まで	2,657円	2,657円	3,047円	3,383円	4,109円	4,825円																																																			
8時間超	3,990円	3,990円	4,576円	5,074円	6,159円	7,243円																																																			

(第1号様式)

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地

(法人) 名称

代表者職氏名

名古屋市における日中一時受入事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ名称						
	主たる事務所の所在地	(〒 -)					
	主たる事務所の連絡先	電話番号		FAX番号			
	代表者の職氏名	職名		フリガナ氏名			
日中一時受入事業所の内容	フリガナ名称						
	事業所の所在地	(〒 -)					
	管理者の職氏名	職名		フリガナ氏名			
	事業所の連絡先	電話番号		FAX番号			
事業所の内容	日中一時受入事業の利用対象者(該当に○)	障害児 ・ <u>知的障害者</u> ・ 重症心身障害児 ・ 重症心身障害者					
	日中一時受入事業の定員(受入可能)人数	人					
	人員の員数等(生活介護事業所は利用者の受入時に配置予定の日中一時受入支援員)	職種					
		員数	常勤(人)		非常勤(人)		
指定障害福祉サービスの事業所番号	指定を受けている都道府県市	日中一時の登録を受ける種別(該当に○)					
		短期入所・生活介護・その他					

(添付書類)

- 1 日中一時受入事業所の平面図
- 2 日中一時受入事業所の運営規程
- 3 その他登録に関し市長が必要と認める書類

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 指定障害福祉サービスの事業者番号及び指定を受けている都道府県市の欄は、日中一時受入事業所として登録する事業所に係る事業者情報を記入してください。

(第1号様式)

名古屋市障害児(者)日中一時受入事業者登録申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 所在地

(法人) 名称

代表者職氏名

名古屋市における日中一時受入事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ名称						
	主たる事務所の所在地	(〒 -)					
	主たる事務所の連絡先	電話番号		FAX番号			
	代表者の職氏名	職名		フリガナ氏名			
日中一時受入事業所の内容	フリガナ名称						
	事業所の所在地	(〒 -)					
	管理者の職氏名	職名		フリガナ氏名			
	事業所の連絡先	電話番号		FAX番号			
事業所の内容	日中一時受入事業の利用対象者(該当に○)	障害児 ・ <u>障害者</u> ・ 重症心身障害児 ・ 重症心身障害者					
	日中一時受入事業の定員(受入可能)人数	人					
	人員の員数等(生活介護事業所は利用者の受入時に配置予定の日中一時受入支援員)	職種					
		員数	常勤(人)		非常勤(人)		
指定障害福祉サービスの事業所番号	指定を受けている都道府県市	日中一時の登録を受ける種別(該当に○)					
		短期入所・生活介護・その他					

(添付書類)

- 1 日中一時受入事業所の平面図
- 2 日中一時受入事業所の運営規程
- 3 その他登録に関し市長が必要と認める書類

(備考)

- 1 「受付番号」欄には記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 指定障害福祉サービスの事業者番号及び指定を受けている都道府県市の欄は、日中一時受入事業所として登録する事業所に係る事業者情報を記入してください。

(第2号様式) ~ (第5号様式) (略)

(第2号様式) ~ (第5号様式) (略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。